

# 提出していただいた意見とそれに対する市の考え

## < 豊明市債権管理条例(案) >

NO.	意見等の概要	件数	豊明市の考え・対応
1	<p>第10条の「徴収停止」に関して、国税庁が平成12年6月30日付で、出した「停止通達」を参考に、「私債権」だけでなく「強制徴収債権」も加えるべきである。(1)で「法人である～」と限定しているが、個人事業者の方が圧倒的に事業所数は多く、法人に限定せず、「債権者が～」とすべきではないか。</p> <p>第12条も私債権だけでなく、強制徴収債権も加える事。</p> <p>滞納処分にあたって、鳥取県で起きた、児童手当差押事件の反省から、豊明市としても、差押禁止財産の明確化や徴収姿勢の明確化を条例の中ですべきでは。</p>	1	<p>第10条は地方自治法施行令第171条の5の確認規定となっております。強制徴収債権の徴収停止については、地方税法その他法令に規定されており、重ねて条例化することは想定していません。「法人」に限定している趣旨としましては、法人が倒産した場合、法令の規定により清算結了しないと、本来法人格の消滅により消滅すべき債務が残ってしまう場合があるため、徴収停止をするものであります。</p> <p>第12条は地方自治法施行令第171条の7の確認規定となっております。同施行令において強制徴収債権は除外されておりますので、本条例においても同様であります。</p> <p>差押禁止財産の明確化や徴収姿勢の明確化につきましては、他団体事例、裁判所判例に注視しながら適性・適法に業務をするように指導してまいります。</p>